

制度概要

経営承継準備関連保証（略称：経営承継準備）																																
目 的	<p>中小企業者が、経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために生じる費用にかかると見込まれる融資に対する保証を行うこと及び一定の要件を満たす中小企業者についてはそれに加え保証人を徴求しないことにより、経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。</p>																															
保証の対象 (資格要件)	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者を対象とする。</p> <p>(1) 会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下同じ。)であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「法」という。)第12条第1項第1号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>① 他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限り。以下(2)①及び(3)①ア.において同じ。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①及び(3)①ア.において同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>② 他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。以下(2)②及び(3)②イ.において同じ。)が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>(2) 個人である中小企業者であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、法第12条第1項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>① 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>② 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>(3) 会社である中小企業者であって、次の①から③のいずれにも該当すること。</p> <p>① 次のア又はイいずれかの事由が生じていること及びウに該当することにつき、法第12条第1項第1号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>ア. 他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>イ. 他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。</p> <p>ウ. 認定申請日の直前の決算において次の要件※1を満たすこと。</p> <p>a. 資産超過であること</p> <p>b. EBITDA有利子負債倍率(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費)が10倍以内であること</p> <p>② 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③ 信用保証協会への申込日※2において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>※1 認定取得後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の取崩が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>																															
対 象 資 金	<p>他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金とする。</p> <p>① 他の中小企業者が有する事業用資産等</p> <p>② 他の中小企業者(会社に限り。)の株式等(当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。)</p>																															
保証条件	保証限度額	<p>2億8,000万円以内</p> <p>普通保証 2億円以内</p> <p>無担保保証 8,000万円以内</p> <p>特別小口保証 2,000万円以内</p>																														
	保証期間	<p>運転資金 10年以内</p> <p>設備資金 15年以内</p>																														
	返済方法	分割返済、一括返済(証書貸付の場合は、原則として均等分割返済)																														
	貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引																														
	担 保	必要に応じて徴求する																														
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、会社の代表者又は他の中小企業者(会社に限り。)以外の連帯保証人は原則不要																														
	貸付利率	金融機関所定利率																														
保証料率	基準料率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保証</td> <td>1.52%</td> <td>1.40%</td> <td>1.24%</td> <td>1.08%</td> <td>0.92%</td> <td>0.80%</td> <td>0.64%</td> <td>0.48%</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>無担保保証</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>特別小口保証 年 0.64%</p>		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	普通保証	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	無担保保証									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
普通保証	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%																							
無担保保証																																
適用料率	① 申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ※有担保割引は適用しない。																															
責 任 共 有	<p>① 普通保証、無担保保証は責任共有制度の対象</p> <p>…金融機関の選択した責任共有制度の方式による。</p> <p>② 特別小口保証は責任共有制度の対象外(100%保証)</p>																															
取 扱 期 間	認定を受けた日の翌日から起算して1年の間に保証申込みを行う																															
申 込 時 添 付 書 類	<p>① 都道府県知事の認定書(写。申請書の写しを含む)</p> <p>② 認定申請の添付書類(写)</p> <p>③ 申込人が保証対象(3)の資格要件を満たす者として申込み時は、財務要件等確認書</p> <p>④ その他保証協会が必要とする書類</p>																															
留 意 事 項	M&A等、中小企業が、他の中小企業の事業を承継する場合を対象とする。																															
実 施 日	平成30年12月1日 創設 (令和 6年 9月 2日最終改正)																															